

## 会議録（仮訳）

2022年8月30日、西村明宏日本国環境大臣閣下とルフット・ビンサル・パンジャイタン・インドネシア共和国海洋・投資調整大臣閣下との会談が、双方の関係機関の同席のもと、バリで開催された。

双方は、持続可能な社会と環境への移行における課題に対応するため、グローバルな協力関係を構築することに同意した。インドネシアがG20議長国である期間は、日本とインドネシア共和国の二国間関係を強化し、附属書Ⅰに詳述する活動を含む、ネット・ゼロ・エミッション、気候変動への強靱性、生物多様性保全及び循環経済への関心と行動を加速する上で、時宜にかなっている。

---

西村 明宏  
日本国環境大臣

---

ルフット・ビンサル・パンジャイタン  
インドネシア共和国海洋・投資調整大臣

日本国とインドネシア共和国との間の  
気候変動・生物多様性保全・循環経済のネクサスに関する包括環境協力パッケージ（仮訳）

両大臣は、インドネシア政府が定める国家目標、特に 2060 年またはこれより早い時期における温室効果ガス排出ネットゼロ、2025 年までの 30%の廃棄物削減及び 70%の廃棄物処理、2025 年までのプラスチック廃棄物の海洋への流出の 70%削減、2024 年までの 60 万ヘクタールのマングローブの回復を達成する上での、協力パッケージの重要な貢献を認識した。両大臣はまた、パッケージが現行の投資も含め、少なくとも 7 億米ドルの官民投資をインドネシアへ誘引することを歓迎し、環境問題に取り組むためには更なる資源動員が必要であると認識した。両大臣は、上記の貢献に留意し、協力パッケージの下で以下の活動を行うことに同意した。

1. 持続可能な廃棄物及び海洋プラスチックごみの管理

- a. インドネシアの国内廃棄物管理プログラムを加速させるために統合的アプローチを促進し、循環経済を構築するとともに、RDF や資源回収施設など様々な適用可能技術を活用する。
- b. 西ジャワ州のブカシ・カラワン・プルワカルタ（ブカルプール）やレゴック・ナンカなど、インドネシア国内の優先地域における廃棄物処理事業における民間投資を加速する。
- c. プラスチック廃棄物の処理とリサイクルシステムに関する研究とイノベーションを推進するため、日本とインドネシアの関係機関間の連携を促進する。
- d. 海洋プラスチックごみのモニタリングと研究に関する協力を発展・強化する。
- e. 人々の意識向上のために、民間部門と連携し、インドネシアで清掃イベントを促進する。
- f. UNEA 決議 5/14「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書（条約）に向けて」の 政府間交渉委員会（INC）を含むプラスチック廃棄物問題に関する多国間フォーラムにおいて連携する。
- g. 東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の海洋プラスチックごみに関する地域ナレッジセンター（RKG-MPD）を通じて、インドネシアの他の機関と連携しながら、ASEAN 加盟国間で海洋プラスチックごみに関する優良事例を普及させる。

## 2. 持続可能なマングローブ管理

- a. マングローブの管理、回復、保全分野における協力と活動を発展・強化する。
- b. マングローブ再生に関する9の優先州の1つで、漂流・漂着海洋プラスチックに関するパイロットプロジェクトを実施する。
- c. ワークショップの実施や JICA 技術協力等のスキームを活用し、マングローブの保全・回復のための技術情報を特定し、またその利用を促進し、以て持続可能な沿岸生態系管理と災害に対する強靱性のための能力向上を図る。
- d. マングローブ部門での炭素吸収を含むブルーカーボン生態系に関する共同研究を実施する。
- e. マングローブの保全・回復に関する知識・情報を共有する。
- f. 自然を活用した解決策や生態系を活用したアプローチの例として、プロジェクトの形成・実施を通じてマングローブの管理を含む沿岸生態系管理の優良事例を収集・共有する。
- g. マングローブの管理、再生、保全に関する能力開発のための研修を実施する。
- h. マングローブの保全・回復に民間部門を参画させる。

人為起源の地球温暖化の影響は不可逆的であり、各国の具体的な行動がなければ、今後数十年で悪化することを認識し、両大臣は気候変動分野での更なる協力の可能性について引き続き議論する。

上記の協力を実現し、また環境問題を包括的に議論するため、双方は「包括環境協力に関する合同委員会」を設置することに同意した。合同委員会は年1回開催され、日本国環境省地球環境審議官と、インドネシア共和国海洋・投資調整府の環境林業担当次官が共同議長を務める。インドネシア共和国環境林業省、在インドネシア日本国大使館、JICA、その他関係機関も双方の同意のもとに出席する。